

青森県報

第二千七百五十五号

平成十九年
三月十六日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の再開の届出	健康福祉課	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	二
右 同	同	二
右 同	同	二
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	四
身体障害者福祉法による医師の指定	同	四
家畜伝染病検査の実施	(畜産課)	四
右 同	同	四
右 同	同	五
右 同	同	五
右 同	同	五
右 同	同	六
右 同	同	六
右 同	同	六
右 同	同	七
右 同	同	七
右 同	同	七
右 同	同	七
家畜伝染病薬浴の実施	同	八
青森県土地利川基本計画の変更	(整備企画課)	八

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定.....(農村整備課) 九
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(教育庁) 九
 学校施設課.....九

出先機関

青森県営農大支校の短期研修.....(営農大支校) 一〇

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

正.....(事務局) 二

正 誤

平成十九年二月二十三日定例告示中.....(林政課) 三

昭和五十年九月二十七日号外(2)規則中.....(河川砂防課) 三

平成十五年五月二十一日定例告示中.....(都市計画課) 三

平成九年三月二十六日号外第十八号規則中.....(建築住宅課) 三

告 示

青森県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	再開年月日
渡辺眼科医院	弘前市大字紺屋町二七之三	平成一九・三・五

青森県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の二	弘前市薬剤師薬局津軽	弘前市大字大町三丁目一〇の五
株式会社夢野の家	平川市本町平野四一の三九	株式会社夢野の家	平川市本町平野四一の三九
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目一の三	養護老人ホーム弘前温清園	弘前市大字豊原一丁目三の四
"	"	訪問看護ステーション自由ヶ丘	弘前市大字金属町五の三〇
"	"	訪問看護ステーション自由ヶ丘	"
"	"	自由ヶ丘ホームヘルパーセンター	"
株式会社野忠建設	上北郡野辺町字大月平六七の二三	エイジサービス	上北郡野辺町字大月平六七の二三
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	訪問入浴サービスステーション青空	三沢市栄町三丁目一二五の一
特定施設	訪問入浴介護	訪問入浴サービスステーション青空	三沢市栄町三丁目一二五の一
居宅介護の種類	居宅介護の種類	訪問看護	訪問看護
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日
平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一

青森県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社夢野の家	平川市本町平野四一の三九	株式会社夢野の家	平川市本町平野四一の三九
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日
平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一

青森県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日
平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一	平成一九・二・一

社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	介護者生活介護	養護老人ホーム釜臥荘	名部字赤川の四並本七三	平成一九・二・六
有限会社メーブルの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	通所介護	デイサービスセンターメーブルの里ふじさき	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井一四	平成一九・二・七

いし有限会社くろ	中部上北広域事業組合	社会福祉法人桜木会	社会福祉法人楽晴会	株式会社野忠建設	"	社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	"	"	"	社会福祉法人弘前愛成園	株式会社夢苺の家	株式会社弘前市薬剤師薬局
黒石市青山一八の二	上北郡七戸町八字蛇坂五五	むつ市桜木町一三の一	三沢市大町二丁目六の二七	上北郡野辺地町字大月平六七の二三	"	上北郡六戸町大字大瀨字柴山三の九	"	"	"	弘前市大字豊原一丁目一の三	平川市本町平野四一の三九	弘前市大字富田三丁目一四の二
訪問介護	介護予防防通所介護	介護予防防活介護	介護予防防訪問入浴介護	介護用具貸与	訪問入浴介護	訪問介護	特定施設生活介護	訪問介護	訪問看護	特定施設生活介護	訪問介護	介護予防防居宅療養管理指導
くろいしセンター	公立デイサービスセンター	養護老人ホーム釜臥荘	訪問入浴サービスセンター	エイジケアサービス	"	社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	養護老人ホーム津軽ひかり荘	自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	訪問看護ステーション自由ヶ丘	養護老人ホーム弘前温清園	株式会社夢苺の家	弘前市薬剤師薬局津軽
黒石市野添町一の一	上北郡東北町字乙供一二三	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の四	三沢市栄町三丁目一二五の一	上北郡野辺地町字大月平六七の二三	"	上北郡六戸町大字大瀨字柴山三の九	弘前市大字百沢字小松野八七の一七五	"	弘前市大字金属町五の三〇	弘前市大字豊原一丁目三の四	平川市本町平野四一の三九	弘前市大字大町三丁目一〇の五
一九・二・九	一九・一・三三	一九・二・六	一九・二・一	一九・三・一	"	一九・四・一	"	"	"	一九・二・一	一九・二・六	平成一九・二・一

有限会社メーブルの里	"	有限会社のぞみケアセンター
弘前市大字藤代二丁目二二の七	"	三沢市大町二丁目一三の四
通所介護	訪問看護	訪問介護
デイサービスセンター	訪問看護ステーション	のぞみヘルパーステーション
南津軽郡藤崎町大字藤崎一四	"	三沢市大町二丁目一三の四
一九・二・七	"	一九・二・一

青森県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社野忠建設	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所	指定年月日
上北郡野辺地町字大月平六七の二三	エイジケアサービス	上北郡野辺地町字大月平六七の二三	平成一九・三・一

青森県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社野忠建設	主たる事務所の所在地 上北郡野辺地町字大月平六七の二三	名称 エイジীケアサービス	所在地 上北郡野辺地町字大月平六七の二三	指定期日 平成一九・三・一
----------	--------------------------------	------------------	-------------------------	------------------

青森県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	所 在 地	担当する医療の種類	指定期日
たなか泌尿器科クリニツク	むつ市中央一丁目六の五	じん臓に関する医療	平成一九・三・一
たざわクリニツク	東津軽郡平内町大字小湊字下槻一七の一	"	"
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	"	"
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七	"	"
医療法人青松会のへじクリニツク	上北郡野辺地町字下小中野一八の八	"	"

青森県告示第百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	名 称	所 在 地	診 療 科 目	指 定 日
亀田 邦彦	三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	内科（心臓機能障害）	平成一九・三・一
飯田 寿徳	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	内科（心臓機能障害）	"
佐藤 衛	青森県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚一七の七二	整形外科（肢体不自由）	"
工藤 健	五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	第二内科（心臓機能障害）	"
鈴木 香	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	"
伊藤 忠	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	"

青森県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
ブルセラ病及び結核病発生予防のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保

健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーン検査又は血清学的検査

青森県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法検査

青森県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれ

らの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの
実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの
実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査

青森県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオースキー病検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オースキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査

青森県告示第百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第百九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 一、〇〇〇羽以上飼育する養鶏場において、採卵の用に供する目的で飼育されている鶏
- 2 実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十九年四月一日から同年十月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第百九十八号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次

のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

- 1 区域を拡大した市
五所川原市、つがる市
- 2 区域を縮小した市村
つがる市、西目屋村

二 変更の内容

次の図面のとおり
(「次の図面」は、省略する。)

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、中野尻地区の県営土地改良事業(一般農道整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

鶴田町役場

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- 1 電子計算組織(八戸工業高等学校) 一式
- 2 電子計算組織(尾上総合高等学校) 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十九年一月三十一日

六 契約の相手方の名称及び住所

- 1 東日本電信電話株式会社青森支店  
青森市橋本二丁目一の一六

- 2 株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

- 1 三千五十五万五千円

**出 先 機 関**

2 三千八十七万円  
 八 契約の相手方を決定した手続  
 購入物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。  
 九 入札の公告を行った日  
 平成十八年十二月十五日

青森県営農大 学 校 告 示 第 一 号

青森県営農大 学 校 条 例 ( 昭 和 五 十 四 年 十 二 月 青 森 県 条 例 第 三 十 六 号 ) 第 八 条 第 一 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 短 期 の 研 修 を 行 う の で、 同 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。

平 成 十 九 年 三 月 十 六 日

青 森 県 営 農 大 学 校 長 岩 橋 博 幸

一 研 修 の 種 類、 期 間、 受 講 者 の 定 員 等  
 1 農 業 機 械 利 用 技 能 者 育 成 研 修

| 研 修 の 種 類             | 期 間                                       | 受 講 者 の 定 員 | 受 講 対 象 者           | 摘 要                                   |
|-----------------------|-------------------------------------------|-------------|---------------------|---------------------------------------|
| 指 導 農 業 機 械 士 養 成 研 修 | 平 成 二 十 一 年 一 月 二 十 八 日 从 同 年 二 月 一 日 以 降 | 十 人         | 農 業 機 械 士 認 定 者     | 指 導 農 業 機 械 士 技 能 検 定 試 験 受 験 資 格 取 得 |
| 農 業 機 械 士 養 成 研 修     | 平 成 十 九 年 八 月 二 十 七 日 从 同 年 九 月 十 一 日 以 降 | 三 十 五 人     | 青 森 県 営 農 大 学 校 生   | 農 業 機 械 士 技 能 検 定 試 験 受 験 資 格 取 得     |
|                       | 平 成 十 九 年 九 月 十 四 日 从 同 年 十 月 四 日 以 降     | 三 十 五 人     |                     |                                       |
|                       | 平 成 十 九 年 十 二 月 三 日 从 同 年 十 二 月 七 日 以 降   | 二 十 人       | 農 業 者 及 び 農 業 関 係 者 |                                       |

| 研 修 種 別           | 期 間                                           | 定 員     | 受 講 対 象 者           | 摘 要                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------|---------|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 農 作 業 安 全 研 修     | 平 成 十 九 年 八 月 二 十 日 从 同 年 八 月 二 十 四 日 以 降     | 十 八 人   | 農 業 者 及 び 農 業 関 係 者 | 大 型 特 殊 免 許 ( 農 耕 作 業 用 自 動 車 ) 技 能 試 験 受 験 資 格 取 得 |
| 現 地 農 作 業 安 全 研 修 | 平 成 十 九 年 十 月 二 十 二 日 从 同 年 十 月 二 十 六 日 以 降   | 十 八 人   |                     |                                                     |
| 女 性 農 業 者 研 修     | 平 成 十 九 年 七 月 二 十 三 日 从 同 年 七 月 二 十 七 日 以 降   | 十 八 人   | 女 性 農 業 者           |                                                     |
| ト ラ ク タ ー 基 礎 研 修 | 平 成 十 九 年 六 月 二 十 四 日 从 同 年 六 月 二 十 八 日 以 降   | 二 十 三 人 | 青 森 県 営 農 大 学 校 生   |                                                     |
|                   | 平 成 十 九 年 六 月 二 十 八 日 从 同 年 七 月 六 日 以 降       | 二 十 三 人 |                     |                                                     |
|                   | 平 成 十 九 年 七 月 十 一 日 从 同 年 七 月 十 五 日 以 降       | 二 十 四 人 |                     |                                                     |
| けん引技術 研 修         | 平 成 十 九 年 五 月 九 日 从 同 年 五 月 十 二 日 以 降         | 十 六 人   | 青 森 県 営 農 大 学 校 生   | けん引免許 ( 農 耕 作 業 用 自 動 車 ) 技 能 試 験 受 験               |
|                   | 平 成 十 九 年 五 月 十 六 日 从 同 年 五 月 十 九 日 以 降       | 十 五 人   |                     |                                                     |
|                   | 平 成 十 九 年 九 月 十 九 日 从 同 年 十 月 二 十 六 日 以 降     | 十 六 人   | 農 業 者 及 び 農 業 関 係 者 |                                                     |
|                   | 平 成 十 九 年 十 一 月 一 日 从 同 年 十 一 月 七 日 以 降       | 十 六 人   |                     |                                                     |
|                   | 平 成 十 九 年 十 一 月 十 五 日 从 同 年 十 一 月 二 十 一 日 以 降 | 十 六 人   |                     |                                                     |
| 特 別 研 修           | 各 市 町 村 長 又 は 若 干 名                           | 若 干 名   | 各 市 町 村 長 又 は 農     |                                                     |

農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。

農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。

|               |                    |        |                                                              |     |
|---------------|--------------------|--------|--------------------------------------------------------------|-----|
| 研修の種類         | 期 間                | 受講者の定員 | 受講対象者                                                        | 摘 要 |
| チャレンジ新規就農支援研修 | 平成十九年四月から平成二十年三月まで | 十人     | イターン・Ｕターン就農希望者、他産業からの新規参入希望者、就農希望の定年退職者で研修終了後に確実に就農すると見込まれる者 |     |

二 所要経費

- 次の経費は、受講者の負担とする。
- 1 テキスト代・農場栽培実習経費（チャレンジ新規就農支援研修のみ）
  - 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
  - 3 大型特殊、けん引免許技能試験受験者は、運転免許技能試験受験に係る手数料
  - 4 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費（十一月から四月の間）、諸経費

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

|              |            |
|--------------|------------|
| 深浦町民体育館      | 深浦町大字関字柗沢九 |
| 深浦町立生活改善センター | 九の一        |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 深浦町民体育館      | 深浦町大字戸字家野 |
| 深浦町フィットネスプラザ | 上九五の二〇一   |

|               |            |
|---------------|------------|
| 深浦町フィットネスプラザ  | 深浦町大字深浦字中沢 |
| 深浦町農村勤労福祉センター | 三四の一       |
|               | 上九五の二〇一    |

|              |            |
|--------------|------------|
| 深浦町フィットネスプラザ | 深浦町大字深浦字中沢 |
|              | 三四の一       |

|             |            |
|-------------|------------|
| 深浦町横磯集落センター | 深浦町大字横磯字下岡 |
|             | 崎八五の一      |

|             |            |
|-------------|------------|
| 深浦町横磯集落センター | 深浦町大字横磯字下岡 |
| 深浦町ふれあいプラザ  | 深浦町大字深浦字苗代 |
| 深浦町生きがいプラザ  | 深浦町大字深浦字浜町 |
|             | 三四六の六      |

|            |            |
|------------|------------|
| 沢辺生活改善センター | 深浦町大字沢辺字吉花 |
|            | 一三三        |

|            |            |
|------------|------------|
| 深浦町高齢者センター | 深浦町大字岩崎字松原 |
|            | 一〇四の一      |

|                |             |
|----------------|-------------|
| 深浦町正久地区多目的センター | 深浦町大字正道尻字小磯 |
|                | 一〇九の五       |

|                |            |
|----------------|------------|
| 松神地区コミュニティセンター | 深浦町大字松神字中浜 |
|                | 松九二の二      |

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 深浦町農林産物展示販売施設（やまびこハウス） | 深浦町大字黒崎字小浜 |
|                        | 二四三の一      |

に改める。

を に を に を に を

大間越生活改善センター

小<sup>〃</sup>屋野七〇 深浦町大字大間越字上

正 誤

林 政 課

|                  |       |    |       |     |   |    |      |        |
|------------------|-------|----|-------|-----|---|----|------|--------|
| 平成一九年三月二七<br>四六号 | 発行年月日 | 区分 | 番号    | ページ | 段 | 行  | 誤    | 正      |
| 第二二〇号            |       | 告示 | 第二二〇号 | 三   | 上 | 二三 | 関係書類 | その関係書類 |

河川砂防課

|                 |       |    |      |     |   |           |          |          |
|-----------------|-------|----|------|-----|---|-----------|----------|----------|
| 昭和五十九年三月<br>九七号 | 発行年月日 | 区分 | 番号   | ページ | 段 | 行         | 誤        | 正        |
| 第五〇号            |       | 規則 | 第五〇号 | 一   | 上 | 後ろから<br>二 | 第十九条第一項に | 第十九条第一項に |

都市計画課

|                   |       |    |       |     |   |    |    |                                                |
|-------------------|-------|----|-------|-----|---|----|----|------------------------------------------------|
| 平成一九年三月二七<br>二七六号 | 発行年月日 | 区分 | 番号    | ページ | 段 | 行  | 誤  | 正                                              |
| 第三六八号             |       | 告示 | 第三六八号 | 五   | 上 | 一六 | なし | 都市計画事業計画の変更認可(平成十四年九月十八日青森県告示第四百四十五号)の事業地に変更なし |

建築住宅課

|                  |       |    |      |     |   |          |                         |                          |
|------------------|-------|----|------|-----|---|----------|-------------------------|--------------------------|
| 平成一九年三月二七<br>一八号 | 発行年月日 | 区分 | 番号   | ページ | 段 | 行        | 誤                       | 正                        |
| 第二四号             |       | 規則 | 第二四号 | 二九  | 全 | 下から<br>一 | 注 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。 | 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 |

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七十七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭